

事 務 連 絡
平成19年7月31日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発第0731001号

平成19年7月31日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成19年8月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D008中(16)から(24)を(17)から(25)までとし、(15)の次に次のように加える。

(16) 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 精密測定

ア 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」のオステオカルシン精密測定に準じて算定できる。

イ 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 精密測定は、骨粗鬆症におけるビタミンK₂剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その

後は6月以内に1回に限り算定できる。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D014に次のように加える。

(19) 抗GM1 IgG抗体

ア 抗GM1 IgG抗体は、区分「D014」自己抗体検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。

ただし、検査料については、区分「D009」腫瘍マーカーの「16」のインターロイキン2受容体（IL-2R）精密測定に準じて算定できる。

イ 抗GM1 IgG抗体は、ELISA法により、進行性筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

(20) 抗GQ1b IgG抗体

ア 抗GQ1b IgG抗体は、区分「D014」自己抗体検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。

ただし、検査料については、区分「D009」腫瘍マーカーの「16」のインターロイキン2受容体（IL-2R）精密測定に準じて算定できる。

イ 抗GQ1b IgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフィッシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中 (参考：新旧対照表)

現 行	改 正 後
<p>D008 内分泌学的検査 (1)～(15) (略)</p>	<p>D008 内分泌学的検査 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) 低カルボキシ化オステオカルシン(ucoC)精密測定</p> <p>ア 低カルボキシ化オステオカルシン(ucoC)精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」のオステオカルシン精密測定に準じて算定できる。</p> <p>イ 低カルボキシ化オステオカルシン(ucoC)精密測定は、骨粗鬆症におけるビタミンK₂剤の治療選択目的で行った場合又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。</p> <p>(17)～(25) (略)</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(18) (略)</p> <p>(19) 抗GM1IgG抗体</p> <p>ア 抗GM1IgG抗体は、区分「D014」自己抗体検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。</p> <p>ただし、検査料については、区分「D009」腫瘍マーカーの「16」のインターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定に準じて算定できる。</p> <p>イ 抗GM1IgG抗体は、ELISA法により、進行性</p>

筋力低下又は深部腱反射低下等のギラン・バレー症候群が疑われる所見が見られる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

(20) 抗GQ1bIgG抗体

ア 抗GQ1bIgG抗体は、区分「D014」自己抗体検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。

ただし、検査料については、区分「D009」腫瘍マーカーの「16」のインターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定に準じて算定できる。

イ 抗GQ1bIgG抗体は、ELISA法により、眼筋麻痺又は小脳性運動失調等のフイツシャー症候群が疑われる場合において、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。